

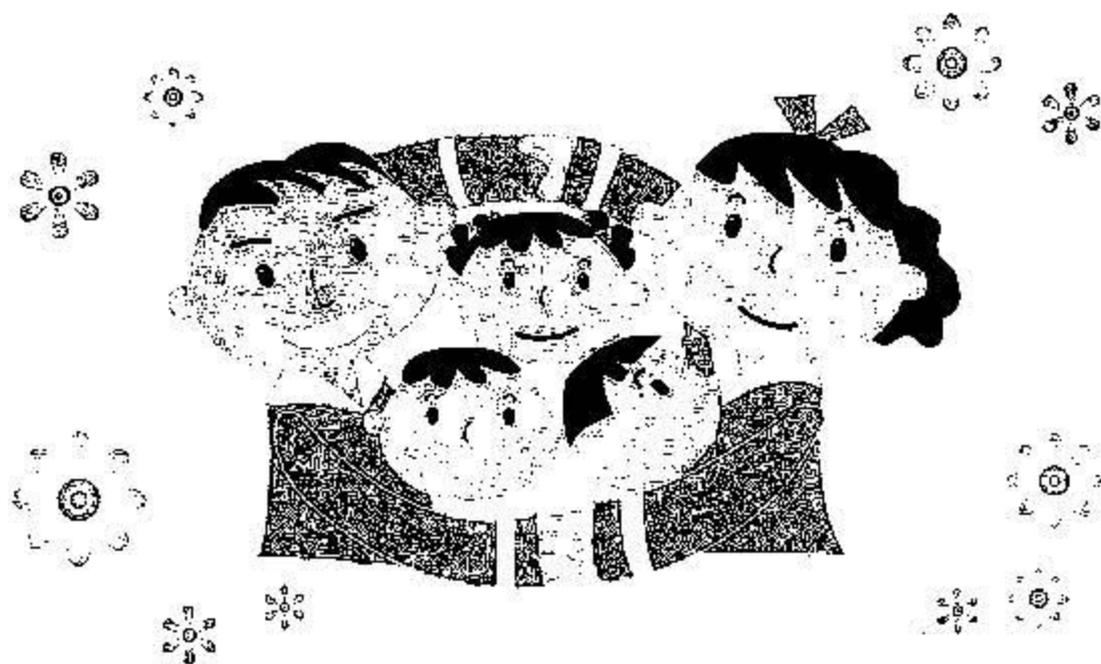
# 登別市幼児健全育成プログラム

平成18年度～平成22年度

親と子が共に生き、心安らく楽しい家庭環境づくり

心豊かでたくましく生きる力を醸成する集団生活環境づくり

子どもの未来を支える地域社会環境づくり



北海道登別市

## はじめに

幼児期は、遊びを中心とする集団生活の中で、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。

幼児期の生活環境はその後の心身の発達に著しい影響を及ぼすことから、この時期に人や自然などの様々な環境の中で、創造性や道徳性を培い「生きる力」や「思いやりの心」を育むなど、成長、発達に必要な経験や体験を積み重ねることが重要です。

しかしながら、少子化や核家族化、都市化の進行など幼児を取り巻く環境の変化に伴って、子ども同士のふれあいが希薄となり、集団行動の楽しさ、厳しさを体験することや自然とふれあう活動の機会が少なくなっており、近年は、集団保育や体験的活動を行っている幼稚園や保育所に対する市民の関心や期待が高まっています。

国においてはこのような状況に鑑み、幼児の望ましい発達を促す教育環境の整備を重視し、平成 13 年 3 月 29 日文部科学大臣決定として「幼児教育振興プログラム」を策定しました。

また、平成 15 年には、急速に進む少子化に対応するため「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」を制定しました。

このような国の動きの中で、登別市においては、平成 17 年 3 月に「登別市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援の総合的な対策に取り組むことにしました。

また、「年齢」や「保育に欠ける」などの要件で子どもの育ちを区分するこれまでの幼稚園・保育所の垣根を乗り越えて、それぞれが強い連携と可能な限り融和を図り、0歳児から就学前の幼児の育成を推進するため、国の総合施設構想に先がけて、平成 17 年 7 月から登別地区において「幼保一元化モデル事業」の本格的な取り組みを開始しました。

本プログラムの策定にあたっては、家庭、幼稚園・保育所、地域社会が一体となった取り組みや、幼稚園児と保育所児を区分することのない登別市独自の幼保一元化の推進などについて、関係者による委員会を設置し、様々なご意見をいただきながら、これからの幼児育成の取り組みについてその方向性を示す「登別市幼児健全育成プログラム」を策定しました。

平成 18 年 4 月

登別市長 上 野 晃

## 目 次

I 計画期間	1
II 基本的な考え方	1
III 具体的な課題と目標	1
1 子育て家庭に対する支援	1
①子育て支援センターの設置及び充実	2
②家庭における幼児育成のための支援	2
③幼児育成施設における延長保育等の充実	2
2 豊かな心を育み、生きる力を醸成する集団生活環境の充実	3
(1) 幼児育成内容の充実	3
①未満児（0～2歳児）の育成	3
②3歳以上児の育成	3
③特別な支援を要する幼児等の育成	4
(2) 幼児の心の育成	4
①道徳心の育成	4
②特別な支援を要する幼児等に対する理解と思いやりの心の育成	5
3 少子化社会に対応するための幼児育成環境の整備	5
(1) 施設の整備	5
①幼保一元化の推進に向けた施設整備	5
②防犯・安全対策の推進	6
(2) 職員の資質の向上	6
①特別な支援を要する幼児等の育成に関わる研修の推進	6
②交流研修等の実施	6

(3) 関係機関等との連携強化	7
①子どもの安全情報の共有化	7
②子どもの虐待防止対策	7
(4) 幼児育成施設の適正配置	7
①幼保一元化の推進と幼児育成施設の適正配置	7
4 家庭、地域、行政が連携した子育て支援の推進	8
(1) 就園促進と保護者等への経済的負担の軽減	8
①就園奨励費制度等の継続	8
(2) 地域に根ざした幼児育成	8
①幼児育成施設における開放事業の推進	8
②異年齢児童との交流	9
③高齢者との交流	9
④地域の人々との交流	9
⑤特色ある幼児育成の推進	10
IV 計画推進にあたって	10
V 用語の説明	11
VI 資料	12
(1) 登別市幼児健全育成プログラム策定委員会設置要領	12
(2) 登別市幼児健全育成プログラム策定委員会名簿	14

# 幼児健全育成プログラム

## I. 計画期間

この計画は、平成18年度から平成22年度とします。

## II. 基本的な考え方

幼児期の子どもたちの育ちを支えるために重要な役割を果たすものは、子どもが最も多くの時間を過ごす家庭、次に、様々な体験ができる集団生活の場としての幼稚園・保育所、さらに豊かな成長の機会を提供する地域社会です。

本プログラムでは、『0歳児から就学前までの幼児の育成』を適切に推進するため、子どもの育ちにかかわる家庭、幼稚園・保育所、地域社会が連携し、効果的な役割を果たすことを前提に、次の3点を基本的な考えとしました。

- (1) 親と子が共に生き、心安らく楽しい家庭環境づくり
- (2) 心豊かでたくましく生きる力を醸成する集団生活環境づくり
- (3) 子どもの未来を支える地域社会環境づくり

## III. 具体的な課題と目標

### 1. 子育て家庭に対する支援

家庭は、幼児期の子どもが基本的な生活習慣を身に付ける重要な場所です。

親と子どもは共に社会に生きる構成員であり、親は子どもを最大限に受け止め、愛情あるしつけや子どもと対等に向き合った対話など、子どもと共に生き、楽しい家庭を築く上での信頼関係を構築する必要があります。

しかし、少子高齢化、核家族化、都市化などの進行に伴う人間関係の希薄化、女性の社会進出など、近年の社会構造の変化により家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

最近では、家庭や地域における子育て相談の相手がいないことから、育児に対する不安や悩みを抱えてしまう保護者が増加しています。

このため、家庭でのしつけや教育など子育てに関し、保護者自ら見つめ直すことや、子育て中の親が集い、交流し合える場としての子育てサークル活動に対する指導・助言など、子育て中の家庭に対する支援を充実する必要があります。

### ①子育て支援センターの設置及び充実

中央地区に設置している中央子育て支援センターを中核施設と位置付けるとともに、平成17年7月に登別地区に設置した登別子育て支援センターを地域子育て支援センターと位置付け、今後、鷺別・若草地区に地域子育て支援センターを設置し、子育て中の保護者が集い、交流し合える場の提供等に努めます。

また、幼稚園・保育所をはじめ関係機関と連携を図り、子育てに関する総合相談、情報提供、子育てサークルの支援など、中央子育て支援センターを拠点とした子育てネットワークの充実を図ります。

### ②家庭における幼児育成のための支援

家庭における幼児育成の充実を図るためには、幼児期の子どもを持つ保護者に対して、家庭における生活を通して教える基本的なルールやしつけの重要性を再認識してもらうことが大切です。

そのため、幼稚園や保育所で、保護者の参加が可能な日程を設定し、父母懇談会やイベント、保護者参観日などの機会を通して、幼稚園教諭や保育士が家庭の役割の大切さを啓発するとともに、幼児育成の相談に応じるなど、各家庭における幼児育成の支援に努めます。

### ③幼児育成施設における延長保育等の充実

幼稚園や保育所では、通常の保育時間を超えた時間帯について、それぞれ時間を延長して保育等を行っていますが、児童の健康と安全を確保するためには、施設の充実と人的配置が必要不可欠なので、その充実に努めます。

なお、延長保育時間の拡大等にあたっては、保護者のニーズを的確に把握しながら、幼児の健康保持を最優先に検討を行います。

## 2. 豊かな心を育み、生きる力を醸成する集団生活環境の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、社会人として立派に成長していくための大切な時期です。

そのため、0歳児から就学前までの幼児が通園する保育所や幼稚園は、少子化や核家族化など急激に変化する現代社会の状況が幼児の心に与える影響を十分に把握し、集団生活の体験を通して人間形成の基礎を会得できるよう適切に対応していく必要があります。

### (1) 幼児育成内容の充実

#### ①未満児（0～2歳児）の育成

保育所では、0～2歳児の幼児を保護者に代わって養育することから、豊かな愛情を持って対応するとともに、常に清潔を保ち安全性を重視した養育を行うものとします。

また、近年は、社会経済活動の変化に伴って、保護者の就労形態も著しく変化していることから、保護者の希望する保育時間のあり方について検討するとともに、休日保育（注1）、一時保育（注2）などのニーズを的確に把握し、保育サービスの充実に努めます。

#### ②3歳以上児の育成

3歳児は、自我が芽生え好奇心も高まり、何でも自分でやりたがり、いろいろな物への興味が出てくる時期です。

このため、一人ひとりの欲求をしっかりと受け止め、情緒の安定を図ることが大切です。

4～5歳児については、一人ひとりの行動を観察し、子どもの発達程度に応じて、長所を伸ばす手助けをすることが大切です。

また、5歳児については、集団生活の中で友達と役割分担し、協力し合いながら楽しんで活動することを身に付けるとともに、小学校に入学してから戸惑うことのないよう様々な経験を積むことが大切です。

このため、3歳以上児を育成する幼稚園や保育所では、それぞれの年齢に応じて集団生活の効果を上げることができるように、さまざまな工夫をしながらサービス提供の充実に努めます。

### ③特別な支援を要する幼児等の育成

特別な支援を要する幼児及び発育・発達に心配のある幼児の育成については、個々の障がいの種類、程度、状態等に応じて適切に対応する必要がありますので、携わる職員が専門的な知識や技能を習得することができるよう努めます。

特に、近年は、多動性・衝動性（注3）のある幼児や自閉的傾向（注4）のある幼児等が増加していることから、医師や専門機関との連絡体制を蜜にし、他の関係施設と連携を図りながら、多面的な保育を実施します。施設面については、幼児に対する安全性、衛生面、通所方法等について常に点検するとともに、保護者が希望する施設に入所できるような施設整備に努めます。

## （2）幼児の心の育成

### ①道徳心の育成

幼児期は、子どもたちが親から離れ、はじめて体験する集団生活の中で、自分中心の世界から友達や職員を通して、社会のルールや決まりを学ぶ大切な時期です。

様々な出来事や自然と出会いながら体験を積み重ね、自分以外の人の存在を認識していく時期でもあります。

この時期に、遊びなどを通して「してもよいこと」、「してはいけないこと」の判断ができるように育てていくとともに、「相手を思いやること」、「ものを大切にすること」など、発達段階に応じた認識を促す必要があります。

そのため、職員は時間をかけて幼児と向き合い、心を通わせながら信頼関係を築き、幼児の行動の意味を理解し、その状況にあったかわりを大切にしながら、適切に役割を果たさなければなりません。

一方、家庭における役割も重要なことから、親と子にとって経験や学習の場である幼稚園や保育所の職員は、親に対して道徳に関する話し合いの機会を設けるなど、道徳心の育成に努めます。

## ②特別な支援を要する幼児等に対する理解と思いやりの心の育成

特別な支援を要する幼児等と支援を必要としない幼児が、ともに集団の中で生活を営むことによって、支援を必要としない幼児にとっても特別な支援を要する幼児の体や心を理解し、いたわる心や思いやりを持つ心、助け合うことができる心を育てることのできる機会になります。

市内の幼稚園・保育所では、特別な支援を要する幼児や発育・発達に心配のある幼児を可能な限り受け入れることとしておりますが、幼児や保護者にとって幼稚園や保育所がさらに身近な存在として、通園・通所が可能となるような機会の拡大に努めます。

## 3. 少子化社会に対応するための幼児育成環境の整備

子どもを育成する上で、幼稚園・保育所の保育室や園庭など日常生活の場、遊びの場となる施設の状況によって、子どもの成長に大きな影響を与えます。

そのため、今子どもたちのために何が必要なのかを検討し、現有施設について工夫を凝らしながら、効果的な利用を図ります。

また、今後の施設整備にあたっては、次世代を担う幼児を育成する上で充実した幼児育成環境を確保できるよう努めます。

### (1) 施設の整備

#### ①幼保一元化の推進に向けた施設整備

幼保一元化を推進するためには、幼稚園と保育所を一体とした新たなカリキュラムが必要なことから、私立幼稚園教諭と市保育士を主体とした「登別市幼保一元化モデル事業実践プログラム作成委員会」を設置し、登別市独自のカリキュラムを作成するとともに、運動会や発表会の合同実施、合同給食の実施、小学校との交流事業の実施など本格的な幼保一元化を目指すこととしました。

これに基づき、平成17年7月から取り組みを開始した「登別地区幼保一元化モデル事業」の成果等を踏まえて、中央地区や麓別・若草地区においても幼保一元化の実施について検討するとともに、0歳児から就学前の幼児の育成を一体的に実施できる機能を有した施設として整備を図ります。

## ②防犯・安全対策の推進

近年、小学校などの教育施設において、不審者による凶悪な事件が発生していることから、幼稚園・保育所においても、子どもが被害者にならないような対策を講じる必要があります。

このため、各施設の職員は外部からの侵入者を可能な限りチェックするとともに、玄関の施錠やインターホンの設置、防犯カメラ等を導入するなど、安全対策を充実します。

また、幼稚園や保育所における遊具などの点検を定期的を実施し、事故防止に努めます。

## (2) 職員の資質の向上

### ①特別な支援を要する幼児等の育成に関わる研修の推進

近年、幼稚園や保育所では、特別な支援を要する幼児や発育・発達に心配のある幼児は増加傾向にあります。

特に保育所においては、0歳～2歳から入所している幼児が成長するにしたがって、障がいが顕著に現れるケースが見受けられ、その種類や程度も多様化しています。

これらの幼児を適切に育成するためには、専門的な知識や経験を要することから、障がいを持つ幼児等を専門に受け入れている施設や先進都市への派遣研修を積極的に実施します。

また、特別な支援を要する幼児等の育成については、小学校との連携も必要なことから、幼稚園や保育所の職員と小学校の職員との意見交換や交流の場を設けるなど、関係機関との連携強化に努めることとします。

### ②交流研修等の実施

幼稚園や保育所では、今日まで少ない時間を活用しながら、各種研修を実施してきましたが、これからの幼児育成に関わる職員については、「豊かな感性、豊富な経験」や「信頼される人間性」などの資質を持つことが求められています。

このため、幼稚園と保育所との相互交流研修を実施するとともに、幼児育成に関連する施設に派遣して行う実務研修を実施します。

### (3) 関係機関等との連携強化

#### ①子どもの安全情報の共有化

子どもの生命、身体を守るための安全情報としては、自然災害情報、不審者情報、危険動物の出現情報、大きな事件や事故の情報などが考えられます。

これらの情報を市内の子どもが関係する全ての施設に、迅速かつ正確に送致し、情報を全ての施設で共有化する必要があります。

しかし、現状では多様な情報源からの内容を一元化し、伝達するためのシステムが確立されていないことから、総合的な安全情報ネットワークの構築を検討し、子どもの安全管理に万全を期すよう努めます。

#### ②子どもの虐待防止対策

近年は、子どもに対する虐待事件が頻繁に発生しています。

虐待の内容は、身体的虐待、精神的虐待、ネグレクト（養育の拒否や放置）、性的虐待などであり、これらの虐待を受けた子どもは、心身に生涯忘れられないような傷を残すケースが多くなっています。

子どもに対する虐待は社会問題となっており、早期の発見・対応が重要であることから、幼稚園や保育所においては、家庭や地域との連携を深めるとともに、児童相談所などの関係機関と連携の強化を図り、子どもの安全確保に努めます。

### (4) 幼児育成施設の適正配置

#### ①幼保一元化の推進と幼児育成施設の適正配置

市内には認可保育所が5ヶ所設置されており、登別地区に1ヶ所、中央地区に2ヶ所、鷺別・若草地区に2ヶ所設置されています。

また、認可幼稚園は、登別地区に1ヶ所、中央地区に2ヶ所、鷺別・若草地区に1ヶ所設置されています。

登別地区については、保育所と幼稚園が連携して幼児育成を推進できるように施設整備を図り、幼保一元化モデル事業を実施しております。

今後、中央地区及び鷺別・若草地区においても、登別地区幼保一元化モデル事業の成果を踏まえて、積極的に幼保一元化を推進するため、幼保一元化が可能になるよう幼児育成施設の適正配置に努めます。

なお、幼保一元化を効果的かつ効率的に推進するため、施設の設置や運営については、公設民営や民設民営などの手法を導入することとします。

#### 4. 家庭、地域、行政が連携した子育て支援の推進

核家族化などの進行に伴い家庭における子育て機能が低下しており、幼児の健やかな成長への影響が懸念されています。

また、子育てのストレスなどによる幼児への虐待は、年々増加する傾向にあり、子育て支援は社会全体の課題となっています。

子育て支援にあたっては、家庭における幼児育成の大切さを社会全体が再認識し、子育てをしながら親と子が共に育つ環境を構築する必要があります。

平成17年3月に策定した「登別市次世代育成支援行動計画」では、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て支援に向けた生活環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進など、子育て支援に向けたきめ細かな施策を示しており、この計画との整合性を図りながら本プログラムの推進に努めます。

#### (1) 就園促進と保護者等への経済的負担の軽減

##### ①就園奨励費制度等の継続

当市では、私立幼稚園に就園している園児の保護者を対象に、国の基準に基づき就園奨励費補助金（注5）を交付しており、また、市の単独施策として特別就園奨励費補助金（注6）を交付しています。

幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減を図るため、今後についても、国の制度を基本に継続に努めます。

また、保育所に入所している幼児の保護者については、保護者負担金の減免制度に基づき、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

#### (2) 地域に根ざした幼児育成

##### ①幼児育成施設における開放事業の推進

幼稚園や保育所を開かれた幼児育成施設として活用していくため、地域住民に施設を開放する事業等を展開しています。

今後も、施設の開放を継続し、子育て支援の一端を担う施設として、その存在を明確にします。

## ②異年齢児童との交流

少子化の進行に伴って、兄弟や姉妹の少ない幼児が増加しており、地域の小学生や中学生、高校生などの異年齢との交流は、安心できる存在であるとともに、新鮮な刺激を与える存在でもあることから、大きな教育的効果が期待できます。

また、中学生や高校生にとっても、頼りにされる喜びや慕われることの満足感から、年長者としての自覚や存在感の形成につながるなどの効果があります。

そのため、小学生や中学生、高校生との交流活動を積極的に推進します。

## ③高齢者との交流

幼児にとって、高齢者のもつ優しさや心の豊かさ、厳しさにふれあうことは、人への信頼感を育む上で貴重な体験です。

しかしながら、核家族化の進行に伴って、幼児が高齢者とふれあう機会は極めて少なくなっています。

このため、幼稚園や保育所では、子どもたちと地域のお年寄りが定期的にあふれあえる機会を設け、昔の遊びの伝承や生活体験などを幼児に伝える喜びを味合うなど、お互いが身近な存在として感じられるような交流事業を積極的に推進します。

## ④地域の人々との交流

幼稚園や保育所が地域の人々の協力を得ながら幼児の育成を推進することによって、幼稚園教諭や保育士だけでは及ばない専門的な知識や能力を生かした活動の展開が可能となります。

地域の人々がボランティアとして幼稚園や保育所の活動に参加し、子どもたちと交流を図ることにより、経験豊かな人々の能力を生かすことができるとともに、子どもたちの健全な発言・発達を促すことができます。

今後についてもより多くの協力を得られるように努め、地域社会が全体で子育てを支援する体制の構築を図ります。

#### ⑤特色ある幼児育成の推進

幼稚園や保育所は、これまでも様々な工夫をしながら独自の事業等を展開してきたところです。

近年は、保育所も幼稚園と同様に保護者が入所施設を自由に選択できることになったことから、幼稚園や保育所ではそれぞれ工夫をこらしながら、特色のある幼児育成を推進し、保護者の選択肢の拡大に努めます。

#### IV. 計画推進にあたって

登別市の幼児育成の基本的な方向性を定めた本プログラムの内容が、着実かつ効果的に実現されるためには、幼児育成に携わる関係者が共通認識を持ち、一体となって取り組む必要があります。

## V. 用語の説明

### ●休日保育（注1）

保育所に幼児が入所している家庭で、保護者が休日や祝日に勤務をしなければならぬなどの事由により、家庭での保育が困難な幼児を保育所において保育を行う。

### ●一時保育（注2）

保育所に幼児が入所していない家庭で、冠婚葬祭や週3日以内（断続的）仕事に従事するなどの事由により、一時的に家庭での保育が困難になった場合に、幼児を保育所において保育を行う。

### ●多動性・衝動性（注3）

状況に関係なく常にじっとしていることができず、順番を待つことができないうなど、考えなしで直ちに行動してしまう。

### ●自閉的傾向（注4）

人に対する関心に弱さがみられ、上手にコミュニケーションを取ることができず、こだわりや特異な行動がみられる。

### ●就園奨励費補助金（注5）

私立幼稚園に就園している園児の保護者に対して、国が定める基準に基づき、国と市が補助金を交付して保護者の経済的負担の軽減を図る。

### ●特別就園奨励費補助金（注6）

私立幼稚園に就園している園児の保護者に対して、市の単独制度により補助金を交付して保護者の経済的負担の軽減を図る。

# 資 料

## VI. 資料

### (1) 登別市幼児健全育成プログラム策定委員会設置要領

#### (設置)

第1条 登別市幼児健全育成プログラム（以下「プログラム」という。）を策定するにあたり、教育関係者・福祉関係者をはじめ市民の意見をプログラムに反映させるため、登別市幼児健全育成プログラム策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 策定委員会は、プログラムの策定に関し、市長に意見を述べるものとする。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 登別市連合町内会           | 1名 |
| (2) 登別市民生児童委員協議会       | 1名 |
| (3) 登別市校長会             | 1名 |
| (4) 登別市内の小学校教育         | 1名 |
| (5) 登別市私立幼稚園協会         | 1名 |
| (6) 登別市私立幼稚園協会推薦教諭     | 1名 |
| (7) 登別市私立幼稚園PTA連合会     | 1名 |
| (8) 登別市子育て支援センター       | 1名 |
| (9) 登別市立保育所推薦保育士       | 1名 |
| (10) 登別市保健福祉部高齢・障害グループ | 1名 |
| (11) 登別市内の子育てサークル      | 1名 |

#### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を保健福祉部子育てグループに置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1. この要領は、平成18年2月1日から施行する。

(2) 登別市幼児健全育成プログラム策定委員会名簿

(敬称略)

	団体名等	氏名	備考
1	登別市校長会	渡辺 輝夫	委員長
2	登別市民生・児童委員協議会	佐藤 文子	
3	登別市連合町内会	藤枝 瑠衣子	
4	登別市私立幼稚園協会	木村 義恭	副委員長
5	登別市私立幼稚園PTA連合会	戸井 肇	
6	子育てサークル「たんぼぼのように」	千葉 由起	
7	登別市校長会推薦の小学校教諭	渡辺 信保	
8	登別市私立幼稚園協会推薦の幼稚園教諭	中島 敏江	
9	障害児担当者	古家 みち子	
10	保育所関係者	南部 裕子	
11	子育て支援関係者	富澤 富子	

# 登別市幼児健全育成プログラム

平成 18 年 4 月

発行 登別市 ・ 編集 登別市保健福祉部

郵便番号 059-8701

住 所 登別市中央町6丁目11番地

電話番号 0143-85-2111 (代表)